# 令和2年第2回

# 多治見市議会臨時会議案

## 目 次

| 報第5号  | 専決処分の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・        | 1  |
|-------|--|----|
| 報第6号  | 専決処分の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・        | 3  |
| 承第1号  | 専決処分の承認を求めるについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 9  |
| 承第2号  | 専決処分の承認を求めるについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 17 |
| 承第3号  | 専決処分の承認を求めるについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 20 |
| 承第4号  | 専決処分の承認を求めるについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 22 |
| 承第5号  | 専決処分の承認を求めるについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 25 |
| 承第6号  | 専決処分の承認を求めるについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    | 26 |
| 議第57号 | 物品供給契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・      | 27 |
| 議第58号 | 多治見市固定資産評価員の選任について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 28 |

報第5号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年5月11日提出

多治見市長 古 川 雅 典

専第3号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 180条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月24日

多治見市長 古 川 雅 典

### 1 権利放棄の内容 病院事業会計の未収金

## 2 債務者 3 権利放棄する金額

|      | 2     | 2 債 務 | 者     |   | 3 | 権利放棄する金額   |
|------|-------|-------|-------|---|---|------------|
|      | 住     | 所     | 氏     | 名 |   | 計 301,000円 |
| 債務者1 | * * * |       | ** ** |   |   | 130,000円   |
| 債務者2 | ****  |       | ** ** |   |   | 171,000円   |

## 4 権利放棄の理由

|               | 強制執行を行った後になお残る債権について、債務者が無資 |
|---------------|-----------------------------|
| 債務者1          | 力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の |
|               | 見込みがないと認められるため。             |
| <b>建数</b> 字 0 | 債務者が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、 |
| 債務者2          | 対象の債権について、履行の見込みがないため。      |

報第6号

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和2年5月11日提出

多治見市長 古 川 雅 典

専第4号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 180条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

多治見市長 古 川 雅 典

## 1 権利放棄の内容 水道料金の未収金

## 2 債務者

| 債務者1   | ****          | * * * *       |
|--------|---------------|---------------|
| 債務者2   | * * *         | * * * *       |
| 債務者3   | * * * * * *   | ** **         |
| 債務者4   | * * * *       | * **          |
| 債務者 5  | * * * * * * * | ** **         |
| 債務者6   | * * * * * *   | ** **         |
| 債務者7   | * * * *       | ** **         |
| 債務者8   | * * * *       | ** **         |
| 債務者 9  | * * * *       | **** ****     |
| 債務者 10 | * * * * * *   | ** ***        |
| 債務者 11 | ****          | ***** *** *** |
| 債務者 12 | * * * * * *   | ** **         |
| 債務者 13 | * * * *       | ** **         |
| 債務者 14 | ****          | * * *         |
| 債務者 15 | * * * *       | ** **         |
| 債務者 16 | * * * *       | ** **         |
| 債務者 17 | ****          | ** **         |
| 債務者 18 | *****         | ** **         |
| 債務者 19 | ****          | ** *          |
| 債務者 20 | ****          | ** **         |
| 債務者 21 | * * * *       | ** **         |
| 債務者 22 | *****         | *** **        |

| 生沙土 00        | ale ale ale | ale |
|---------------|-------------|---|
| │ 債務者 23<br>│ | * * * *     | ** *** ****                             |
| 債務者 24        | * * * * * * | ** **                                   |
| 債務者 25        | ****        | ** **                                   |
| 債務者 26        | * * * *     | * **                                    |
| 債務者 27        | * * * *     | ** **                                   |
| 債務者 28        | * * * *     | * *                                     |
| 債務者 29        | * * * * * * | * * * * * * * *                         |
| 債務者 30        | * * * * * * | * * * *                                 |
| 債務者 31        | * * * * * * | ** ***                                  |
| 債務者 32        | * * * *     | ** **                                   |
| 債務者 33        | * * * * * * | * * * *                                 |
| 債務者 34        | * * * *     | ** **                                   |
| 債務者 35        | * * * *     | ** **                                   |
| 債務者 36        | * * * * * * | ** **                                   |
| 債務者 37        | * * *       | ** **                                   |
| 債務者 38        | * * * *     | * * *                                   |
| 債務者 39        | * * * *     | ** **                                   |
| 債務者 40        | ****        | ** **                                   |
| 債務者 41        | * * * *     | * * * *                                 |
| 債務者 42        | * * * *     | ** **                                   |
| 債務者 43        | * * * *     | ** **                                   |
| 債務者 44        | ****        | * * * *                                 |
| 債務者 45        | * * * *     | ** **                                   |
| 債務者 46        | * * * *     | ** **                                   |
| 債務者 47        | * * * *     | ** **                                   |

| 債務者 48 | * * *   | ** **   |
|--------|---------|---------|
| 債務者 49 | *****   | ** **   |
| 債務者 50 | ****    | ** **   |
| 債務者 51 | * * * * | * * * * |
| 債務者 52 | * * * * | ** **   |
| 債務者 53 | * * * * | ** **   |
| 債務者 54 | * * * * | ** **   |
| 債務者 55 | * * * * | * * * * |
| 債務者 56 | * * * * | ** **   |
| 債務者 57 | * * * * | ** ***  |
| 債務者 58 | * * * * | ** **   |
| 債務者 59 | * * * * | ** *    |
| 債務者 60 | ****    | ** ***  |
| 債務者 61 | * * * * | ** *    |
| 債務者 62 | * * * * | ** **   |
| 債務者 63 | * * *   | ** ***  |
| 債務者 64 | * * * * | ** **   |
| 債務者 65 | * * * * | ** **   |
| 債務者 66 | * * * * | ** **   |
| 債務者 67 | * * *   | ** **   |
| 債務者 68 | * * * * | ** **   |
| 債務者 69 | * * * * | ** **   |
| 債務者 70 | * * * * | ** **   |

## 3 権利放棄する金額 計2,125,950円

| 情務者 1 1,458円 債務者25 9,523円 債務者 2 109,830円 債務者26 16,345円 債務者 3 3,066円 債務者27 5,604円 債務者 4 2,527円 債務者28 18,822円 債務者 5 5,387円 債務者29 2,689円 債務者 6 691円 債務者30 12,082円 債務者 7 3,800円 債務者31 25,598円 債務者 8 22,828円 債務者32 20,955円 債務者 9 5,440円 債務者33 18,678円 債務者10 1,598円 債務者34 59,757円 債務者11 13,895円 債務者35 2,602円 債務者12 918円 債務者36 5,108円 債務者13 1,296円 債務者37 5,441円 |
|--|
| 債務者 3 3,066円 債務者27 5,604円 債務者 4 2,527円 債務者28 18,822円 債務者 5 5,387円 債務者29 2,689円 債務者 6 691円 債務者30 12,082円 債務者 7 3,800円 債務者31 25,598円 債務者 8 22,828円 債務者32 20,955円 債務者 9 5,440円 債務者33 18,678円 債務者10 1,598円 債務者34 59,757円 債務者11 13,895円 債務者35 2,602円 債務者12 918円 債務者36 5,108円  |
| 債務者42,527円債務者2818,822円債務者55,387円債務者292,689円債務者6691円債務者3012,082円債務者73,800円債務者3125,598円債務者822,828円債務者3220,955円債務者95,440円債務者3318,678円債務者101,598円債務者3459,757円債務者1113,895円債務者352,602円債務者12918円債務者365,108円   |
| 債務者 55,387円債務者292,689円債務者 6691円債務者3012,082円債務者 73,800円債務者3125,598円債務者 822,828円債務者3220,955円債務者 95,440円債務者3318,678円債務者101,598円債務者3459,757円債務者1113,895円債務者352,602円債務者12918円債務者365,108円  |
| 債務者 6691円債務者 3012,082円債務者 73,800円債務者 3125,598円債務者 822,828円債務者 3220,955円債務者 95,440円債務者 3318,678円債務者 101,598円債務者 3459,757円債務者 1113,895円債務者 352,602円債務者 12918円債務者 365,108円  |
| 債務者 73,800円債務者 3125,598円債務者 822,828円債務者 3220,955円債務者 95,440円債務者 3318,678円債務者 101,598円債務者 3459,757円債務者 1113,895円債務者 352,602円債務者 12918円債務者 365,108円  |
| 債務者 822,828円債務者3220,955円債務者 95,440円債務者3318,678円債務者101,598円債務者3459,757円債務者1113,895円債務者352,602円債務者12918円債務者365,108円  |
| 债務者 9 5,440円 债務者33 18,678円 债務者10 1,598円 债務者34 59,757円 债務者11 13,895円 债務者35 2,602円 债務者12 918円 債務者36 5,108円   |
| 債務者101,598円債務者3459,757円債務者1113,895円債務者352,602円債務者12918円債務者365,108円   |
| 債務者11 13,895円 債務者35 2,602円   債務者12 918円 債務者36 5,108円   |
| <b>債務者12</b> 918円 債務者36 5,108円   |
|  |
| <b>債務者13</b> 1,296円 債務者37 5,441円   |
|  |
| <b>債務者14</b>   |
| <b>債務者15</b> 10,917円 <b>債務者39</b> 33,114円  |
| <b>債務者16</b> 18,878円 <b>債務者40</b> 1,911円   |
| <b>債務者17</b> 7,891円 <b>債務者41</b> 105,072円  |
| <b>債務者18</b> 421円 <b>債務者42</b> 4,146円  |
| <b>債務者19</b>   |
| <b>債務者20</b> 139,449円 <b>債務者44</b> 18,821円   |
| <b>債務者21</b> 103,351円 債務者45 5,948円   |
| <b>債務者22</b> 11,358円 <b>債務者46</b> 209,017円   |
| <b>債務者23</b> 7,569円 <b>債務者47</b> 16,325円   |
| <b>債務者24</b> 1,997円 <b>債務者48</b> 23,138円   |

| 債務者49 | 12,720円   | 債務者60 | 15, 183円 |
|-------|-----------|-------|----------|
| 債務者50 | 1,306円    | 債務者61 | 18, 170円 |
| 債務者51 | 7,613円    | 債務者62 | 7,050円   |
| 債務者52 | 36, 262円  | 債務者63 | 691円     |
| 債務者53 | 91,656円   | 債務者64 | 8,397円   |
| 債務者54 | 175, 921円 | 債務者65 | 9,720円   |
| 債務者55 | 158, 235円 | 債務者66 | 25, 573円 |
| 債務者56 | 207, 577円 | 債務者67 | 18, 358円 |
| 債務者57 | 41, 182円  | 債務者68 | 1,836円   |
| 債務者58 | 9,701円    | 債務者69 | 3,909円   |
| 債務者59 | 75, 797円  | 債務者70 | 11,294円  |

## 4 権利放棄の理由

| <b>債務者1から59まで</b>                     | 対象の債権について、消滅時効に係る時効期間が満了し、     |  |  |  |
|---------------------------------------|--------------------------------|--|--|--|
| 関係有1/4/99まで                           | かつ、債務者が時効の援用をする見込みがあるため。       |  |  |  |
| 債務者60から63まで                           | 債務者が死亡し、その債務に関する相続人がいないめ。      |  |  |  |
| 債務者64から70まで                           | 破産法(平成16年法律第75号)第253条第1項の規定により |  |  |  |
| 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | 債務者が対象の債権についてその責任を免れたため。       |  |  |  |

#### 承第1号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決 処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年5月11日提出

多治見市長 古川 雅典

専第5号

多治見市税条例等の一部を改正するについて

多治見市税条例等の一部を次のように改正するについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

多治見市長 古川 雅典

多治見市条例第12号

多治見市税条例等の一部を改正する条例

(多治見市税条例の一部改正)

第1条 多治見市税条例(昭和25年告示第45号)の一部を次のように改正する。

第41条の3の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、

同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第41条の3の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、 同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同 項第4号を同項第3号とする。

第55条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第63条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その 旨を当該使用者に通知しなければならない。

第63条第8項を同条第9項とし、同条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合(前項に規定する場合を除く。)には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第70条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第70条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第106条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条

第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第108条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第108条第1項中「第106条第2項」を「第106条第3項」に改める。

第141条第6項中「第63条第6項」を「第63条第7項」に改める。

附則第5条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第6条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第7条第1項中「平成33年度」を「令和6年度」に改める。

附則第9条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第9条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を削り、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第10項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第9条の2第11項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項を同条第17項とする。

附則第10条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第10条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第11条の3(見出しを含む。)中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。 附則第12条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32 年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第14条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」 に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第14条の2中「平成31年10月1日から平成32年9月30日まで」を「令和元年 10月1日から令和2年9月30日まで」に改める。

附則第15条第2項から第4項までの規定中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に、「平成32年4月1日から平成33年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成33年度分」を「令和3年度分」に改める。

附則第16条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

附則第21条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(多治見市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 多治見市税条例の一部を改正する条例(令和元年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第3条のうち、多治見市税条例第27条第1項第2号の改正規定を削り、同条例附 則第15条に1項を加える改正規定中「平成33年4月1日から平成34年3月31日ま で」を「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」に、「平成34年度分」を 「令和4年度分」に、「平成34年4月1日から平成35年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「平成35年度分」を「令和5年度分」 に改める。

附則第1条第1号中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改め、同条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第3号中「平成32年1月1日」を「令和2年1月1日」に改め、同条第4号を次のように改める。

#### (4) 削除

附則第1条第5号中「(前号に掲げる改正規定を除く。)」を削り、「平成33年 4月1日」を「令和3年4月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条第1項中「32年新条例」を「2年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項及び第3項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

附則第5条第1項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に改め、同条第2項中「31年10月新条例」を「元年10月新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第6条中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の多治見市税条例 (以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以 後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税につ いては、なお従前の例による。
- 2 新条例第41条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 新条例第41条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法 (昭和40年法律第33号) 第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。) について提出する新条例第41条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、 令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資 産税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第63条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適 用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第63条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適 用する。
- 4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部 を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭 和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第2項に規定す る施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第 15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税 については、なお従前の例による。

(多治見市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 多治見市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「令和2年3月31日」に改める。

(多治見市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 多治見市税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第5号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。 附則第2条の2中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第6条 多治見市税条例等の一部を改正する条例(平成29年条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。 附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

第7条 多治見市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条

第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

第8条 多治見市税条例等の一部を改正する条例(平成31年条例第8号)の一部を次のように改正する。

附則第2条及び第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

#### 承第2号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年5月11日提出

多治見市長 古川 雅典

専第6号

多治見市都市計画税条例の一部を改正するについて

多治見市都市計画税条例(昭和31年条例第14号)の一部を次のように改正するについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年3月31日

多治見市長 古川 雅典

#### 多治見市条例第13号

多治見市都市計画税条例の一部を改正する条例 多治見市都市計画税条例(昭和31年条例第14号)の一部を次のように改正する。 第2条第2項中「第349条の3第10項から第12項まで、第22項から第24項まで、第 26項、第28項から第31項まで、第33項又は第34項」を「第349条の3第9項から第11項 まで、第21項から第23項まで、第25項、第27項から第30項まで、第32項又は第33項」 に改める。

附則第2項(見出しを含む。)中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に 改める。

附則第3項(見出しを含む。)中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に 改める。

附則第5項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第6項の前の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第7項から第10項までの規定中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第11項の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第15項中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで若しくは第48項」に、「第34項」を「第33項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の多治見市都市計画税条例 (附則第4項において「新条例」という。)の規定は、令和2年度以後の年度分の 都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前 の例による。

- 3 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年 法律第 号)の施行の日の前日までの間における新条例附則第15項の規定の適用に ついては、同項中「、第42項から第44項まで若しくは第48項」とあるのは、「若し くは第42項から第44項まで」とする。

承第3号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年5月11日提出

多治見市長 古川 雅典

専第7号

多治見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正するについて

多治見市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第26号)の一部を次のように 改正するについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、 専決処分する。

令和2年3月31日

多治見市長 古川 雅典

#### 多治見市条例第14号

多治見市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例 多治見市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第26号)の一部を次のように 改正する。 第5条第2項第1号中「日に」を「日(以下「事故発生日」という。)に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400円」を「12,440円」に、「13,300円」を「13,320円」に、「10,600円」を「10,670円」に、「11,500円」を「11,550円」に、「8,800円」を「8,900円」に、「9,700円」を「9,790円」に改め、同表備考第1号中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の多治見市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた多治見市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下この項において「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

#### 承第4号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年5月11日提出

多治見市長 古川 雅典

専第10号

多治見市国民健康保険条例の一部を改正するについて

多治見市国民健康保険条例(昭和34年条例第13号)の一部を次のように改正するについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年4月21日

多治見市長 古川 雅典

#### 多治見市条例第15号

多治見市国民健康保険条例の一部を改正する条例 多治見市国民健康保険条例(昭和34年条例第13号)の一部を次のように改正する。 附則に次の3条を加える。 (新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

- 第13条 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。
- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を当該期間の就労日数で除した金額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。
- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えない ものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

- 第14条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。
- 第15条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、 その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受 けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができな

かった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病 手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部 を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定によりこの市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

#### 附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第13条から第15条までの規定は、 傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属す る場合に適用することとする。 承第5号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和2年度多治 見市一般会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規 定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年5月11日提出

多治見市長 古 川 雅 典

専第8号

令和2年度多治見市一般会計補正予算(第1号)について、地方自治法(昭和22年 法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年4月1日

多治見市長 古 川 雅 典

承第6号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、令和2年度多治 見市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を別紙のとおり専決処分したので、 同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年5月11日提出

多治見市長 古 川 雅 典

専第9号

令和2年度多治見市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年4月21日

多治見市長 古川 雅典

#### 議第57号

物品供給契約の締結について

消防ポンプ自動車(CD-I型)購入について、次のとおり物品供給契約を締結するものとする。

令和2年5月11日提出

多治見市長 古川 雅典

- 1 契約の目的 消防ポンプ自動車 (CD-I型) 購入
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 一金 40,260,000円
- 4 契約の相手方 岐阜市金園町3丁目25番地 株式会社ウスイ消防 代表取締役 臼井 潔

#### 議第58号

### 多治見市固定資産評価員の選任について

令和2年4月1日付けの人事異動により、本市固定資産評価員 柚木崎 宏氏から辞任申出があったため、新たに次の者を固定資産評価員に選任するにつき、議会の同意を求める。

令和2年5月11日提出

多治見市長 古川雅典

| 住 所       | 氏 名            | 生 年 月 日           | 備考       |
|-----------|----------------|-------------------|----------|
| *****     | 佐藤 秀樹          | * * * * * * * *   | 多治見市税務課長 |
| * * * * * | 作 <i>陈 为</i> 倒 | * * * * * * * * * | 多伯兄印忧伤硃文 |